

建設業 知事 許可

一般
特一

 第

号 令和 年 月 日 許可

該当に ○印	変更届出事項	提出期限
1	商号(法人)	30日以内
	名称(個人)	
	営業所の所在地	
2	従たる営業所の名称	30日以内
	従たる営業所の新設、廃止	2週間以内
	従たる営業所の業種追加、業種廃止	
3	資本金の額	30日以内
	役員等の追加・交替・削除	
	個人事業主の氏名変更	
	支配人の変更	2週間以内
	建設業法施行令3条の使用人	
4	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)	2週間以内
	健康保険等の加入状況	
5	営業所技術者等	2週間以内
6	事業年度終了報告	4か月以内
7	許可業種の一部廃業	2週間以内
	一部の許可業種について営業所技術者等を欠いたとき	

{ 一般
特定 }

建設業許可申請書及び添付書類等の変更届

{ 閲覧用
非閲覧用 }

監 理 課 受 付 印	
----------------------------	--

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

代表者氏名

(〒 —)

フリガナ

営業所所在地

電話番号 () —

担当部課名

作成者氏名

事業年度終了(決算後4ヶ月以内に提出)

(法第11条2項)

(法第11条3項)

建設業許可申請書の変更届出書

岡山県知事 殿

岡山県知事 許可 (般 特) 第 号

工事業 令和 年 月 日許可

法人番号

届出者

事業年度(第 期、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)が終了しましたので、下記の書類を提出します。

- (1) 工事経歴書
- (2) 直前3年の各事業年度における工事施工金額
- (3) 使用人数
- (4) 健康保険等の加入状況(従業員数に変更がある場合)
- (5) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(変更がある場合)
- (6) 貸借対照表及び損益計算書
- (7) 株主資本等変動計算書及び注記表(法人の場合)
- (8) 事業報告書(株式会社の場合)
- (9) 附属明細表(資本金の額が1億円を超える又は貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上の株式会社の場合)
- (10) 法人(個人)事業税納付済額証明書
- (11) 定款(変更がある場合)

記載要領

- 許可業種については完工実績の有無にかかわらず、許可を有する工事業種をすべて記載すること。
- (1)から(11)までの事項については今回提出するものの番号を○で囲むこと。

工 事 経 歴 書

(建設工事の種類)

工事（税込・税抜）

番号	注 文 者	元請 又は 下請 の別	JVの 別	工 事 名	工事現場の ある都道府 県及び市区 町村名	配 置 技 術 者			請 負 代 金 の 額		工 期	
						氏 名	主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所には印を記載)		うち 〔 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部 〕		着工年月	完成又は 完成予定年月
							主任技術者	監理技術者				
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
									千円	千円	令和 年 月	令和 年 月

小 計				うち 元請工事	
				千円	千円

合 計				うち 元請工事	
				千円	千円

記載要領 この要領を提出書類に印刷して添付する必要はありません。

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）を記載すること。
記載を要する完成工事の範囲については、以下のとおりである。
（１）経営規模等評価の申請を行う者の場合
 ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事及び未完成工事。以下同じ。）について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
（２）経営規模等評価の申請を行わない者の場合
 主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定される事のないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行つた工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

直前 3 年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜／単位：千円）

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			工事	工事	工事	工事		
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							

- 記載要領
- 1 この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 2 「税込／税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 4 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 5 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公益法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 6 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 7 当該工事に係る実績がない場合においては、欄に「0」と記載すること。

使 用 人 数

営 業 所 の 名 称	技 術 関 係 使 用 人		事 務 関 係 使 用 人	合 計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人

記載要領

- 1 この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 2 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 3 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、提出します。

令和 年 月 日

中国地方整備局長
北海道開発局長
岡山県知事 殿

申請者
届出者

許可番号

国土交通大臣
岡山県知事

許可

(般
特

第 号

許可年月日

令和 年 月 日

(営業所毎の保険の加入状況)

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	人 (人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 (人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 (人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 (人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 (人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合 計	人 (人)					

記載要領 **この要領を提出する書類に印刷して添付する必要はありません。**

- 1 この表は、次の（１）及び（２）の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
- （１） ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可の申請をする場合
②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可の申請をする場合
③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可の申請をする場合
④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可の申請をする場合
⑤既に受けている建設業の許可についてその更新の申請をする場合
⑥法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の3の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合
- 「申請者」
この場合、「（１）」を○で囲み、 届出者の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。
- （２） ①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があつた場合
②新たに営業所を追加した場合
- 「申請者」
この場合、「（２）」を○で囲み、 届出者の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。
- 「中国地方整備局長
北海道開発局長 「国土交通大臣 「般
岡山県知事」、 岡山県知事」及び 特」については、不要のものを消すこと。
- 「申請者」
- 3 届出者の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。
- 6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 7 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行つている場合は「１」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「２」を、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「３」を記入すること。
- 8 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構に対して届出を行つている場合は「１」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「２」を、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「３」を記入すること。
- 9 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業となつたことについて公共職業安定所の長に対して届出を行つている場合は「１」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合等は「２」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「３」を記入すること。
- 10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。
- 12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

令和 年 月 日

[illegible]

財 務 諸 表

(法 人 用)

様式第十五号

貸借対照表

様式第十六号

損益計算書
完成工事原価報告書

様式第十七号

株主資本等変動計算書

様式第十七号の二

注記表

事業年度 $\left(\begin{array}{ccccc} \text{自} & \text{令和} & \text{年} & \text{月} & \text{日} \\ \text{至} & \text{令和} & \text{年} & \text{月} & \text{日} \end{array} \right)$

(商号又は名称) _____

※ 財務諸表は両面印刷としてください。

貸借対照表

令和 年 月 日現在

(会社名)

資 産 の 部

I 流動資産 千円

現金預金		
受取手形		
完成工事未収入金		
有価証券		
未成工事支出金		
材料貯蔵品		
短期貸付金		
前払費用		
その他の		
貸倒引当金	△	

流動資産合計 (1)

II 固定資産

(1)有形固定資産

建物・構築物		
減価償却累計額	△	
機械・運搬具		
減価償却累計額	△	
工具器具・備品		
減価償却累計額	△	
土地		
リース資産		
減価償却累計額	△	
建設仮勘定		
その他の		
減価償却累計額	△	
有形固定資産合計		(2)

(2)無形固定資産

特許権	
借地権	
のれん	
リース資産	
その他の無形固定資産	
無形固定資産合計	(3)

(3)投資その他の資産

投資有価証券	
関係会社株式・関係会社出資金	
長期貸付金	
破産更生債権等	
長期前払費用	
繰延税金資産	
その他の貸倒引当金	△
投資その他の資産合計	(4)

固定資産合計	(5)
--------	-----

(5)=(2)+(3)+(4)

Ⅲ 繰延資産

創立費	
開業費	
株式交付費	
社債発行費	
開発費	
繰延資産合計	(6)

資産合計	(7)
------	-----

(7)=(1)+(5)+(6)

負債の部

I 流動負債

支払手形	
工事未払金	
短期借入金	
リース負債	
未払金	
未払費用	
未払法人税等	
未成工事受入金	
預り金	
前受収益	
引当金	
その他	

流動負債合計 (8)

II 固定負債

社債	
長期借入金	
リース負債	
繰延税金負債	
引当金	
負のれん	
その他	

固定負債合計 (9)

負債合計 (10)

(10)=(8)+(9)

純 資 産 の 部

I 株主資本

(1) 資本金 (11)

(2) 新株式申込証拠金 (12)

(3) 資本剰余金

資 本 準 備 金 _____

そ の 他 資 本 剰 余 金 _____

資 本 剰 余 金 合 計 (13)

(4) 利益剰余金

利 益 準 備 金 _____

そ の 他 利 益 剰 余 金 _____

準 備 金 _____

積 立 金 _____

繰 越 利 益 剰 余 金 _____

利 益 剰 余 金 合 計 (14)

(5) 自己株式 △ (15)

(6) 自己株式申込証拠金 (16)

株 主 資 本 合 計 (17)

$$(17)=(11)+(12)+(13)+(14)-(15)+(16)$$

II 評価・換算差額等

(1) その他有価証券評価差額金 _____

(2) 繰延ヘッジ損益 _____

(3) 土地再評価差額金 _____

評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 (18)

III 新株予約権

純 資 産 合 計 (19)

(20)

(20)=(17)+(18)+(19);

負 債 純 資 産 合 計 (21)

$$(21)=(10)+(20)$$

記載要領

この要領を提出する書類に印刷して添付する必要はありません。

- 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載すること。
ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。
- 7 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 9 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載すること。
- 11 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異(会計上の簿価と税務上の簿価との差額)の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載すること。
- 13 「繰延税金資産」の金額及び「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として投資その他の資産又は固定負債に記載すること。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除し、その控除残高を各資産の金額として記載すること。
- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目(「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。)又は無形固定資産に属する各科目(「のれん」及び「リース資産」を除く。)に含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載すること。
- 19 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載すること。
- 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰越ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

IV 営業外収益

受取利息及び配当金		_____	
その他の		_____	_____ (33)

V 営業外費用

支払利息		_____	
貸倒引当金繰入額		_____	
貸倒損失		_____	
その他の		_____	_____ (34)

経常利益（経常損失）	_____	(35)
		$(35)=(32)+(33)-(34)$

VI 特別利益

前期損益修正益		_____	
その他の		_____	_____ (36)

VII 特別損失

前期損益修正損		_____	
その他の		_____	_____ (37)
税引前当期純利益			$(38)=(35)+(36)-(37)$
（税引前当期純損失）		_____	(37)
法人税、住民税及び事業		(39)	
法人税等調整額		(40)	_____ (41)
			$(41)=(39)+(40)$
当期純利益（当期純損失）		_____	(42)
			$(42)=(38)-(41)$

記載要領

この要領を提出する書類に印刷して添付する必要はありません。

- 1 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 兼業事業とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。
なお、「兼業事業売上高」(二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事業の売上高の総計)の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、「売上原価」及び「売上総利益(売上総損失)」を建設業と兼業事業とに区分して記載することを要しない。
- 6 「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。
- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。
ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。
- 10 特別利益に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は特別損失に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異(会計上の簿価と税務上の簿価との差額)の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含めない。

完成工事原価報告書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(会社名) _____

					千円
I	材	料	費	_____	(43)
II	労	務	費	_____	(44)
			(うち労務外注費 _____)		
III	外	注	費	_____	(45)
IV	経		費	_____	(46)
			(うち人件費 _____)		
完成工事原価					_____ (47)
					(47)=(43)+(44)+(45)+(46)
					(47)=(25)

記載要領

- 材料費：
工事のために直接購入した素材、半製品、製品、材料貯蔵品勘定等から振り替えられた材料費(仮設材料の損耗額等を含む)
- 労務費：
工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料及び手当等
- 労務外注費：
工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものに基く支
- 外注費：
工種・工程別等の工事について素材、半製品、製品等を作業とともに提供し、これを完成することを約する契約に基く支払額(労務費に含めたものを除く)。
- 経費の内訳の人件費：
経費(材料費・労務費・外注費に含まれない経費)のうち、従業員給料手当、退職金、法定福利費(労務費の支給に伴って発生するものを含む)及び福利厚生費
- 各欄で該当がない場合には0を記入すること。

自令和 年 月 日
至令和 年 月 日 (会社名)

[illegible]

記載要領

この要領を提出する書類に印刷して添付する必要はありません。

- 1 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たつて有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。
- 5 その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 6 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 7 各合計額の記載は、株主資本合計を除き省略することができる。
- 8 当期首残高については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する遡及適用又は同項第64号に規定する誤謬^{びゅう}の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。
- 9 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。
- 10 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
 - (1) 当期純利益又は当期純損失
 - (2) 新株の発行又は自己株式の処分
 - (3) 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当
 - (4) 自己株式の取得
 - (5) 自己株式の消却
 - (6) 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少
 - (7) 株主資本の計数の変動
 - ① 資本金から準備金又は剰余金への振替
 - ② 準備金から資本金又は剰余金への振替
 - ③ 剰余金から資本金又は準備金への振替
 - ④ 剰余金の内訳科目間の振替
- 11 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。
- 12 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰余金の当期変動額に表示する。

13 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載するものとする。

(1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法

(2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法

企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に扱う。

14 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

15 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

(1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法

(2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法

16 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。

(1) 評価・換算差額等

① その他有価証券評価差額金

その他有価証券の売却又は減損処理による増減

純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減

② 繰延ヘッジ損益

ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減

純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減

(2) 新株予約権

新株予約権の発行

新株予約権の取得

新株予約権の行使

新株予約権の失効

自己新株予約権の消却

自己新株予約権の処分

17 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。

(1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。

また、繰延ヘッジ損益についても同様に扱う。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。

18 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

注		記 表		
自	令和	年	月	日
至	令和	年	月	日

（会社名）

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - （1）資産の評価基準及び評価方法
 - （2）固定資産の減価償却の方法
 - （3）引当金の計上基準
 - （4）収益及び費用の計上基準
 - （5）消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
 - （6）その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
- 3 会計方針の変更
- 4 表示方法の変更
 - 4－2 会計上の見積
- 5 会計上の見積りの変更
- 6 誤謬^{びゅう}の訂正

7 貸借対照表関係

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

① 担保に供している資産の内容及びその金額

② 担保に係る債務の金額

(2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

受取手形割引高 千円

裏書手形譲渡高 千円

(3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務

(4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務

(5) 親会社株式の各表示区分別の金額

(6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8 損益計算書関係

(1) 売上高のうち関係会社に対する部分

(2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高

(3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額

(4) 関係会社との営業取引以外の取引高

(5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

- (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
- (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
- (3) 剰余金の配当
- (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況
- (2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

- (1) 賃貸等不動産の状況
- (2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産額

(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

17 - 2 収益認識関係

17 - 3 国際最低課税額に対する法人税等

18 その他

記載要領

この要領を提出する書類に印刷して添付する必要はありません。

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさ るような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
4－2 会計上の見積り	○	×	×	×
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬 ^{（ひさひさ）} の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
17－2 収益認識関係	○	×	×	×
17－3 国際最低課税額に対する法人税等	○	○	○	○
18 その他	○	○	○	○

【凡例】○・・・記載要、×・・・記載不要

- 2 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。
- 3 記載すべき金額は、注15を除き千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。
- 5 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。
- 6 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従って記載する。

注1 事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に反映しているか否かの別

注2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- (4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。なお、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容
- ② ①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの

- (5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

注3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該会計方針の変更の内容
- ② 当該会計方針の変更の理由
- ③ 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

- ④ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）

イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額

ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該表示方法の変更の内容
- ② 当該表示方法の変更の理由

注4-2 次に掲げる事項を記載する。

- (1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の項目にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの
- (2) 当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の(1)に掲げる項目に計上した額
- (3) (2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

注5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該会計上の見積りの変更の内容
- ② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額
- ③ 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす

可能性があるときは、当該影響に関する事項

注6 会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤謬の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該誤謬^{びゅう}の内容
- ② 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

注7

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。
- (2) 保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く）の種類別に総額を記載する。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。
- (5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。
- (6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金^ののうち工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金^の金額を記載する。

注8

- (1) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注9

- (3) 事業年度中に行った剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

注10 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注11 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載する。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注12 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注13 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14 「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

- ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- ② 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
- ③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。

注15 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。

注17 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注17-2 会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を記載する。ただし、会社法第444号第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、①及び③に掲げる事項を省略することができる。

① 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

② 収益を理解するための基礎となる情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

なお、①から③までに掲げる事項が注2の規定により注記すべき事項と同一であるときは、当該事項の記載を要しない。

注17-3 法人税、住民税及び事業税の金額に、当該事業年度に係る国際最低課税額（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税その他の当該国際最低課税額に関連する金額を課税標準として課される租税（本表において、「国際最低課税額に対する法人税等」という。）の金額を含めて表示する場合に、当該金額を記載する（重要性の乏しいものを除く。）。

注18 注1から注17-2までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

附属明細表

令和 年 月 日現在

注 この明細表は下記の場合において作成を行うこと。
・株式会社において資本金額が1億円を超える場合
・貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の場合

1 完成工事未収入金の詳細

相手先別内訳

相手先	金額
	千円
計	

滞留状況

発生時	完成工事未収入金
当期計上分	千円
前期以前計上分	
計	

2 短期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
計	

3 長期貸付金明細表

相手先	金額
	千円
計	

4 関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

5 関係会社有価証券明細表

株式	株 柄	銘 柄	一株 の 金 額	期 首 残 高			当期増加額		当期減少額		期 末 残 高			摘要
				株式 数	取得 価額	貸借対照 表計上額	株式 数	金額	株式 数	金額	株式 数	取得 価額	貸借対照表 計上額	
			千円		千円	千円		千円		千円		千円	千円	
	計													
	株 柄	銘 柄	期 首 残 高			当期増加額	当期減少額	期 末 残 高			摘要			
			取得価額		貸借対照 表計上額			取得価額		貸借対照 表計上額				
社 債			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
	計													
有価証券 その他														
	計													

6 関係会社出資金明細表

関係会社名	期 首 残 高	当期増加額	当期減少額	期 末 残 高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

7 短期借入金明細表

借 入 先	金 額	返 済 期 日	摘 要
	千円		
計			—

8 長期借入金明細表

借 入 先	期 首 残 高	当期増加額	当期減少額	期 末 残 高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

9 関係会社借入金明細表

関係会社名	期 首 残 高	当期増加額	当期減少額	期 末 残 高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

10 保証債務明細表

相 手 先	金 額
	千円
計	

記載要領

この要領を提出する書類に印刷して添付する必要はありません。

第1 一般的事項

- 1 「親会社」とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に定める会社をいい、「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める会社をいう。
- 2 「関連会社」とは、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第18号に定める会社をいう。
- 3 「関係会社」とは、会社計算規則第2条第3項第22号に定める会社をいう。
- 4 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条の規定により、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者については、附属明細表の4、5、6及び9の記載を省略することができる。この場合、同条の規定により提出された有価証券報告書に記載された連結貸借対照表の写しを添付しなければならない。
- 5 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは、「百万円」として記載すること。

第2 個別事項

- 1 完成工事未収入金の詳細
 - (1) 別記様式第十五号による貸借対照表(以下単に「貸借対照表」という。)の流動資産の完成工事未収入金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
 - (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別一括して記載することができる。
 - (3) 滞留状況については、当期計上分(1年未満)及び前期以前計上分(1年以上)に分け、各々の合計額を記載すること。
- 2 短期貸付金明細表
 - (1) 貸借対照表の流動資産の短期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
 - (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別一括して記載することができる。
 - (3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。
- 3 長期貸付金明細表
 - (1) 貸借対照表の固定資産の長期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
 - (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別一括して記載することができる。
 - (3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。
- 4 関係会社貸付金明細表
 - (1) 貸借対照表の短期貸付金、長期貸付金その他資産に含まれる関係会社貸付金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
 - (2) 関係会社貸付金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。
 - (3) 摘要の欄には、貸付の条件(返済期限(分割返済条件のある場合にはその条件)及び担保物件の種類)について記載すること。重要な貸付金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
 - (4) 同一の関係会社について契約口数が多数ある場合には、関係会社別一括し、担保及び返済期限について要約して記載することができる。
- 5 関係会社有価証券明細表
 - (1) 貸借対照表の有価証券、流動資産の「その他」、投資有価証券、関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社有価証券について、その銘柄及び銘柄ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
 - (2) 当該有価証券の発行会社について、附属明細表提出会社との関係(親会社、子会社等の関係)を摘要欄に記載すること。
 - (3) 社債の銘柄は、「何会社物上担保付社債」のように記載すること。なお、新株予約権が付与されている場合には、その旨を付記すること。

- (4) 取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準及び評価方法を摘要欄に記載すること。ただし、評価基準及び評価方法が別記様式第17号の2による注記表(以下単に「注記表」という。)の2により記載されている場合には、その記載を省略することができる。
- (5) 当期増加額及び当期減少額がともにない場合には、期首残高、当期増加額及び当期減少額の各欄を省略した様式に記載することができる。この場合には、その旨を摘要欄に記載すること。
- (6) 一の関係会社の有価証券の総額と当該関係会社に対する債権の総額との合計額が附属明細表提出会社の資産の総額の100分の5を超える場合、一の関係会社に対する債務の総額が附属明細表提出会社の負債及び純資産の合計額の100分の5を超える場合又は一の関係会社に対する売上高が附属明細表提出会社の売上額の総額の100分の20を超える場合には、当該関係会社の発行済株式の総数に対する所有割合、社債の未償還残高その他当該関係会社との関係内容(例えば、役員の兼任、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借等の関係内容)を注記すること。
- (7) 株式のうち、会社法第308条第1項の規定により議決権を有しないものについては、その旨を摘要欄に記載すること。

6 関係会社出資金明細表

- (1) 貸借対照表の関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社出資金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 出資金額の重要なものについては、出資の条件(1口の出資金額、出資口数、譲渡制限等の諸条件)を摘要欄に記載すること。
- (3) 本表に記載されている会社であって、第2の5の(6)に定められた会社と同一の条件のものがある場合には、当該関係会社に対してはこれに準じて注記すること。

7 短期借入金明細表

- (1) 貸借対照表の流動負債の短期借入金について、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されている場合を除き、まとめて記載することができる。
- (2) 設備資金と運転資金に分けて記載すること。
- (3) 摘要の欄には、資金使途、借入の条件(担保、無利息の場合にはその旨、特別の利率が約定されている場合には当該利率)等について記載すること。
- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、返済期限、資金使途及び借入の条件について要約して記載することができる。
- (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

8 長期借入金明細表

- (1) 貸借対照表の固定負債の長期借入金及び契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについて、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されているものを除き、まとめて記載することができる。
- (2) 契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについては、当期減少額として記載せず、期末残高に含めて記載すること。この場合においては、期末残高欄に内書(括弧書)として記載し、その旨を注記すること。
- (3) 摘要の欄には、借入金の使途及び借入の条件(返済期限(分割返済条件のある場合にはその条件)及び担保物件の種類)について記載すること。重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、使途、担保及び返済期限について要約して記載することができる。この場合においては、借入先別に一括されたすべての借入金について当該貸借対照表日以後3年間における1年ごとの返済予定額を注記すること。
- (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

9 関係会社借入金明細表

- (1) 貸借対照表の短期借入金、長期借入金その他負債に含まれる関係会社借入金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 関係会社借入金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。
- (3) 短期借入金については、第2の7の(3)及び(4)に準じて記載し、長期借入金については、第2の8の(2)、(3)及び(4)に準じて記載すること。

10 保証債務明細表

- (1) 注記表の3の(2)の保証債務額について、その相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
- (2) 注記表の3の(2)において、相手先及び相手先事の額が記載されている時は記載を省略することができる。
- (3) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

事業報告書

事業年度： 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

会社名 _____

1 事業の概要

(1) 今期における事業の経過及び成果、会社が対処すべき課題

(2) 当期の受注高・売上高・繰越額

(単位：千円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	今期売上高	次期繰越高
建設事業					
計					
兼業事業					
合 計					

(3) 過去3カ年の事業成績の推移

(単位：千円)

区 分	年度	年度	年度	年度
受 注 高				
売 上 高				
当 期 利 益				

(4) 過去3カ年の財産の状況の推移

2 会社の概況

(1) 主要な事業内容

(2) 主な営業所及び工場等

(3) 従業員の状況

区 分	従業員数	平均年齢	平均勤続年数
男 子	名	歳	年
女 子			
合 計			

(4) 株主の状況（上位7名以上の大株主について記載のこと）

株主名	持株数	出資状況
	株	

(5) 主要な借入先、借入額及び当該借入先が有する会社の持株数

借入先	借入額	保有株式数
	千円	株

(6) 取締役及び監査役の氏名

(7) 親会社との関係、重要な子会社の状況その他の重要な企業結合の状況

3 決算期後に生じた会社の状況

この要領を提出する書類に印刷して添付する必要はありません。

株式会社では、建設業法上、毎年提出する事業年度終了報告書に事業報告書を添付することとされていますが、どのようなことを記載したらよいのかわからないという質問がよくありますので、会社法施行規則に定める標準的な記載項目をお示ししています。

この書類に限らず、建設業許可に関する申請書・変更届等は受付窓口等で一般に公開しますので、それを前提に、出来るだけ詳細に記載されることをお勧めしています。

なお、言うまでもありませんが、会社法上の事業報告書を別途作成されている場合には、本様式ではなく当該報告書を添付していただければ結構です。

<本様式の記入要領>

1 営業の概況

- (1) 今期における営業の経過及び成果、会社が対処すべき課題
決算後の株主総会で報告した事項を基として、今期営業状況を総括／評価したり、今後の営業における目標及び課題等を具体的にまとめてください。
- (2) 当期の受注高・売上高・繰越高
許可を受けた業種ごとに当期売り上げの状況を記載してください。売り上げ実績がなかった業種についても項目を立てたうえ0を記載して、許可のある業種がわかるようにしておいてください。
ここに記載する売上高は、「様式第3号：直前3年の各事業年度における工事施工金額」の業種ごとの計と一致することになります。
- (3) 過去3カ年の営業成績の推移
売り上げ総額の推移を記載してください。兼業事業も含めて計上すれば結構です。
- (4) 過去3カ年の財産の状況の推移
過去3ヶ年以内に取得ないし処分した重要な財産の状況について記載してください。
特にない場合はその旨記載しておいてください。

2 会社の概況

- (1) 主要な事業内容
会社で営業している事業（特に兼業事業）について記載してください。
- (2) 主要な営業所及び工場等
支店、営業所を設置している場合、または工場がある場合にその名称・所在地等を記載してください。本店のみの場合はその旨記載してください。
- (3) 従業員の状況
常勤の従業員について記載してください。
- (5) 主要な借入先、借入額及び当該借入先が有する会社の株式数
貸借対照表上の固定負債がある場合に記載してください。
- (7) 親会社との関係、重要な子会社の状況その他の重要な企業結合の状況
親会社・子会社の関係になくても、役員が別の会社の役員を兼ねている場合には、それがわかるように記載してください。

3 決算期後に生じた会社の状況

特記事項がない場合にはその旨記載しておいてください。